

福祉新聞 2009 年 6 月 22 日 (月)

< 障害者夫妻の生活保護停止 >

北九州市が控訴断念 通院用車の所有認める

北九州市の障害者夫妻が「生活に不可欠な車の利用を理由に生活保護を停止したのは違法」として、市に停止処分の取り消しと慰謝料 200 万円を求めた訴訟で、同市は 12 日、処分の取り消しと慰謝料 60 万円の支払いを命じた 5 月 29 日の福岡地裁の判決を受け入れ、控訴を断念した。

訴えていたのは、左足が不自由で心臓病を患っている 68 歳の夫と重度身体障害のある 77 歳の妻。

判決によると、夫は妻の介護のため、露天商を辞めて 2000 年 11 月から生活保護を受給していたが、門司福祉事務所から所有する軽自動車を処分するよう繰り返し指示された。夫妻が「障害のため通院や買い物など外出には車が不可欠」と指示に従わずにいたところ、同事務所は 2004 年 8 月、停止処分を決定し、翌 9 月から 2005 年 4 月まで保護を停止した。

増田隆久裁判長は、夫妻が車以外で通院などを行うことは極めて困難で、車の所有は厚生労働省が定めた要件を満たしていると判断。「直ちに保護を停止したのは違法な処分で、夫妻は食事を切りつめ、光熱水費を滞納する状況にまでなった」とし、慰謝料の支払いを命じた。

北橋健治市長は「障害や病気の中で頑張っているご夫婦が、1 日も早く安心して療養できる環境を整えるため」などと控訴断念の理由を語るとともに、「障害を抱えたご夫婦を生活困窮に陥らせてしまったことは事実で、心からお詫びしたい」と謝罪した。